

その他の制度改革事項及び業務運営改善事項 について 関係資料集

厚生労働省年金局
2019年10月30日

脱退一時金制度の概要

<厚生年金保険における脱退一時金制度>

1. 受給要件

- 次のいずれにも該当する場合、脱退一時金の受給が可能となる。
 - ①日本国籍を有しないこと
 - ②日本国内に住所を有しなくなったこと
 - ③厚生年金保険の被保険者期間を6か月以上有すること
 - ④老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていないこと
 - ⑤障害基礎年金等を受給したことがないこと
 - ⑥日本の公的年金制度(厚生年金保険又は国民年金)の被保険者でないこと
 - ⑦日本に住所を有しなくなった日(※1)から2年以内に請求を行うこと

(※1)日本の公的年金制度の被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日。

2. 支給額

- 厚生年金保険の被保険者であった期間に応じて、次の計算式に基づいて算出した額(最大で36ヶ月(3年)分)

$$\text{支給額} = \text{平均標準報酬額} \times (\text{最終月の属する年の前年10月の保険料率(※2)}) \times 1/2 \times (\text{下の表に定める月数})$$

(※2)平成29年9月以降の保険料率は18.3%で固定。

被保険者であった期間	月数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上	36

<国民年金における脱退一時金制度>

1. 受給要件

- 次のいずれにも該当する場合、脱退一時金の受給が可能となる。
 - ①日本国籍を有しないこと
 - ②日本国内に住所を有しなくなったこと
 - ③国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間(※3)を6か月以上有すること
 - ④老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていないこと
 - ⑤障害基礎年金等を受給したことがないこと
 - ⑥日本の公的年金制度(厚生年金保険又は国民年金)の被保険者でないこと
 - ⑦日本に住所を有しなくなった日(※4)から2年以内に請求を行うこと

(※3)保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を含む。

(※4)日本の公的年金制度の被保険者でなくなった日の方が遅い場合は当該日。

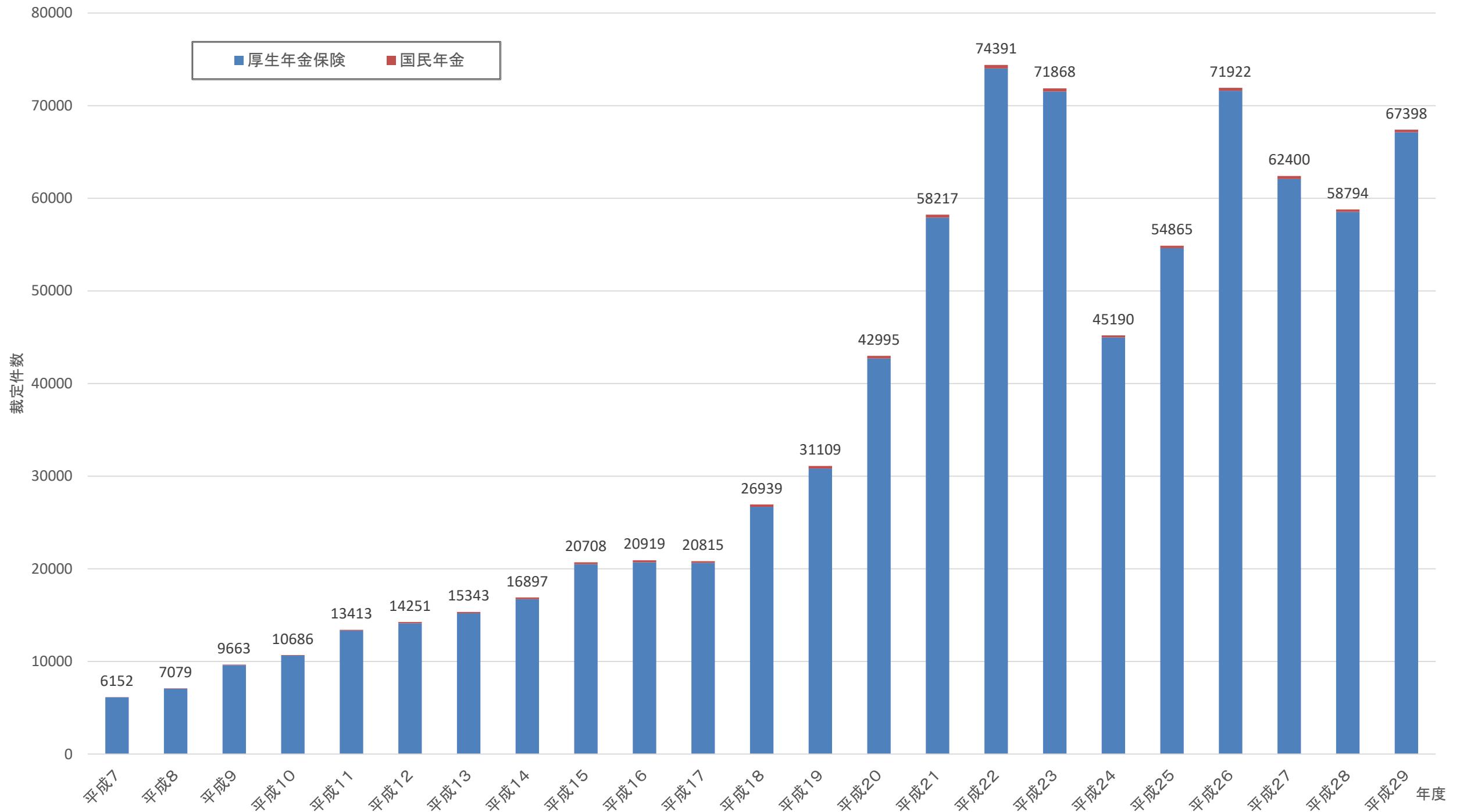
2. 支給額

- 国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間に応じて、次の表のとおり支給。(最大で36ヶ月(3年)分)

保険料納付済期間	支給額(※5)
6か月以上 12か月未満	49,230 円
12か月以上 18か月未満	98,460 円
18か月以上 24か月未満	147,960 円
24か月以上 30か月未満	196,920 円
30か月以上 36か月未満	246,150 円
36か月以上	295,380 円

(※5)最後に保険料を納付した月が令和元年度に属する場合の額。
給付水準は、納付した保険料の半額相当分を基準として設定。

脱退一時金裁定件数の推移



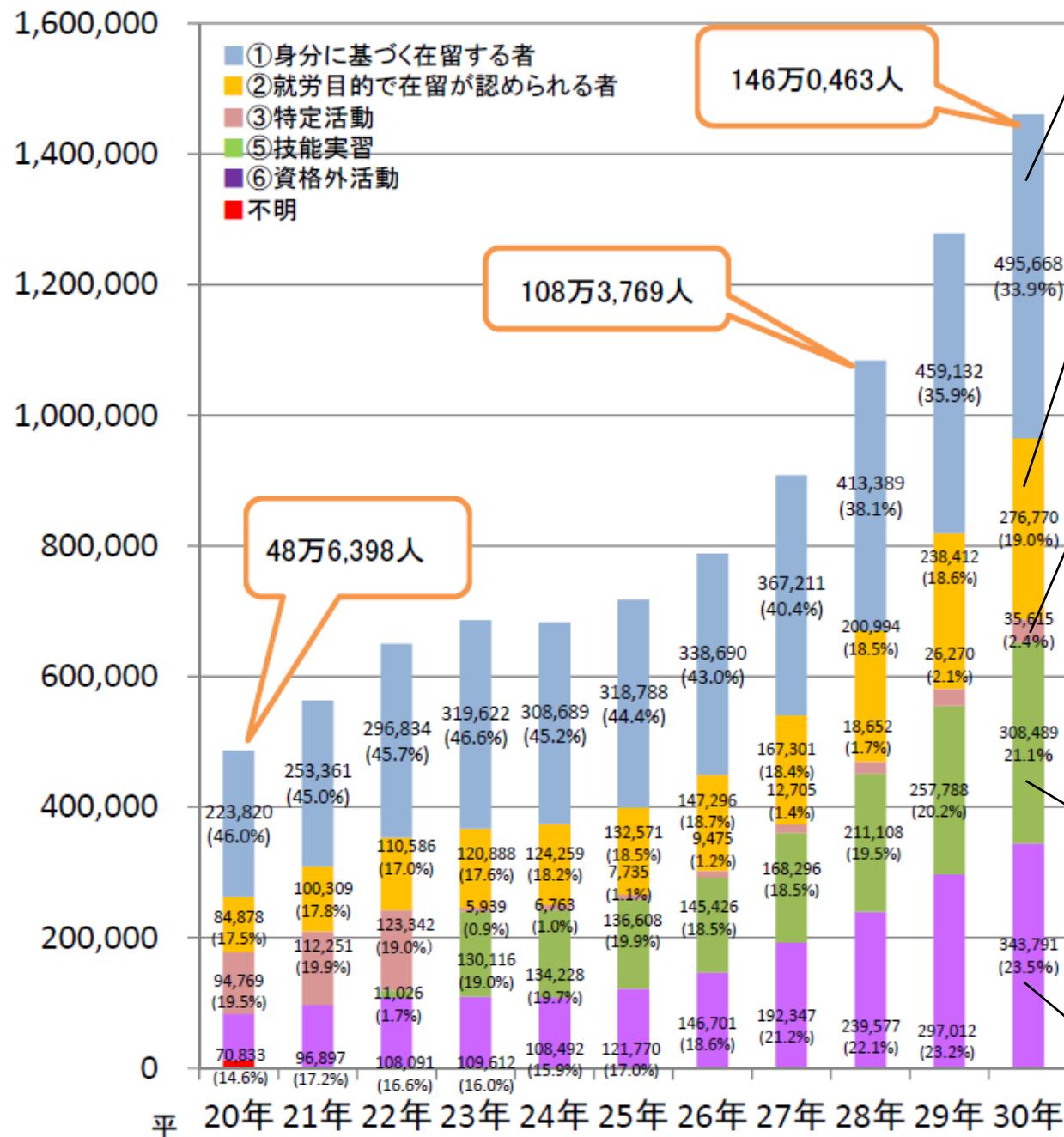
	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
厚生年金保険	6123	7040	9594	10617	13327	14122	15202	16730	20496	20702	20633	26674	30813	42707	57914	74018	71512	44968	54610	71599	62083	58532	67112
国民年金	29	39	69	69	86	129	141	167	212	217	182	265	296	288	303	373	356	222	255	323	317	262	286
合計	6152	7079	9663	10686	13413	14251	15343	16897	20708	20919	20815	26939	31109	42995	58217	74391	71868	45190	54865	71922	62400	58794	67398

出典：平成7～19年度事業年報（社会保険庁）、平成20～28年度事業年報（厚生労働省年金局）

注）平成29年度における厚生年金保険の裁定件数は、厚生年金保険1号分のみの数値。

外国人労働者数の内訳

外国人労働者数の内訳



厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約49.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約27.7万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約3.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」) 20人(※)
 ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
 ・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
 ・在留期間の上限は、通算で5年とする。

⑤技能実習 約30.8万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑥資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

(※) 令和元年6月現在の数。

出典:出入国在留管理庁HP「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」
 ※特定技能の人数については、出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数(速報値)」による。

技能実習制度の仕組み

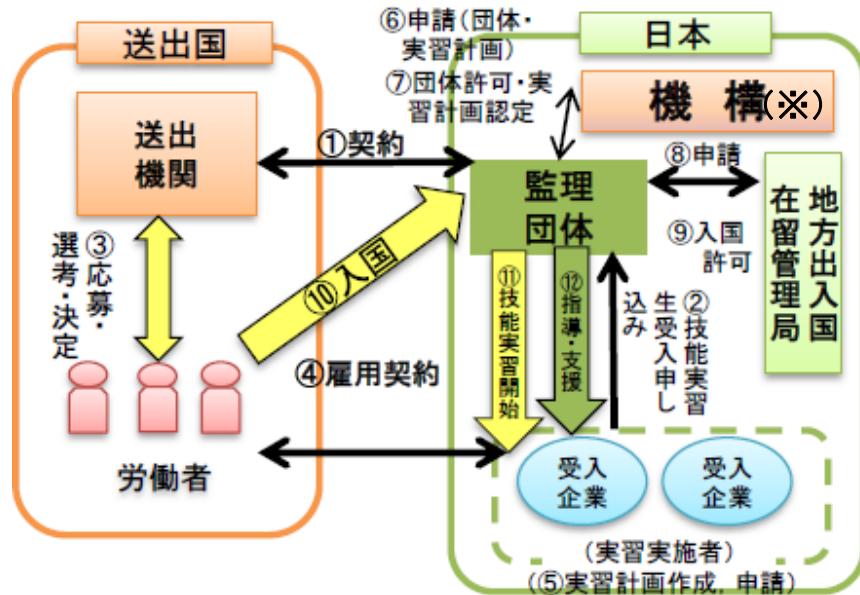
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】

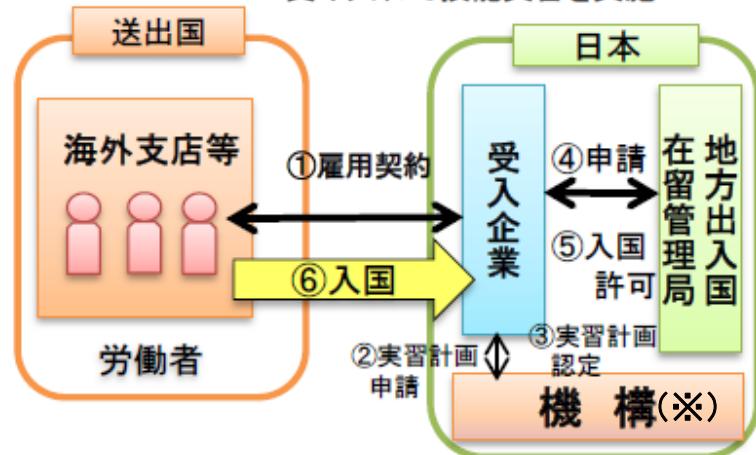
非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

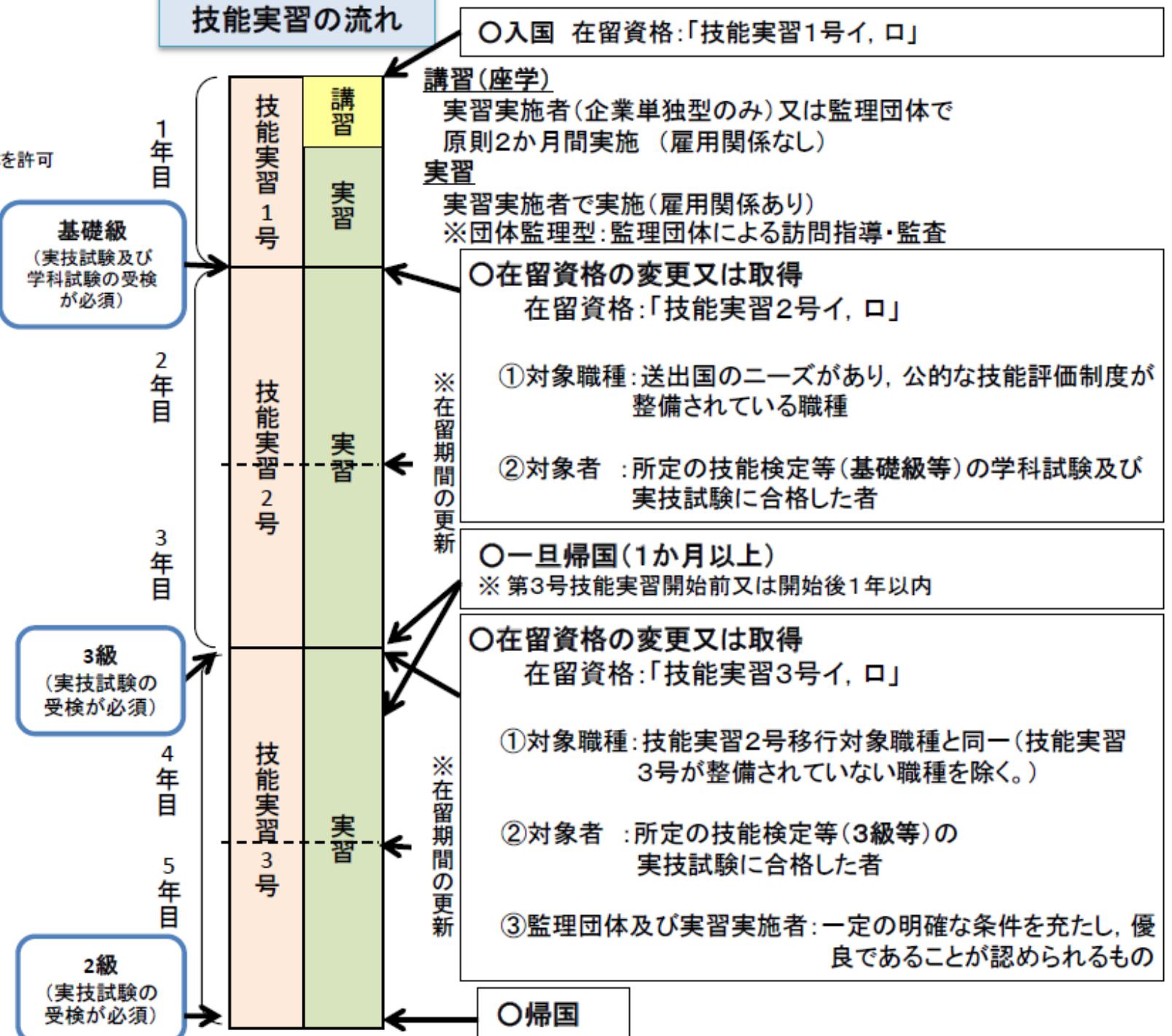


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

※ 第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

在留資格「特定技能」について

制度概要 ①在留資格について



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

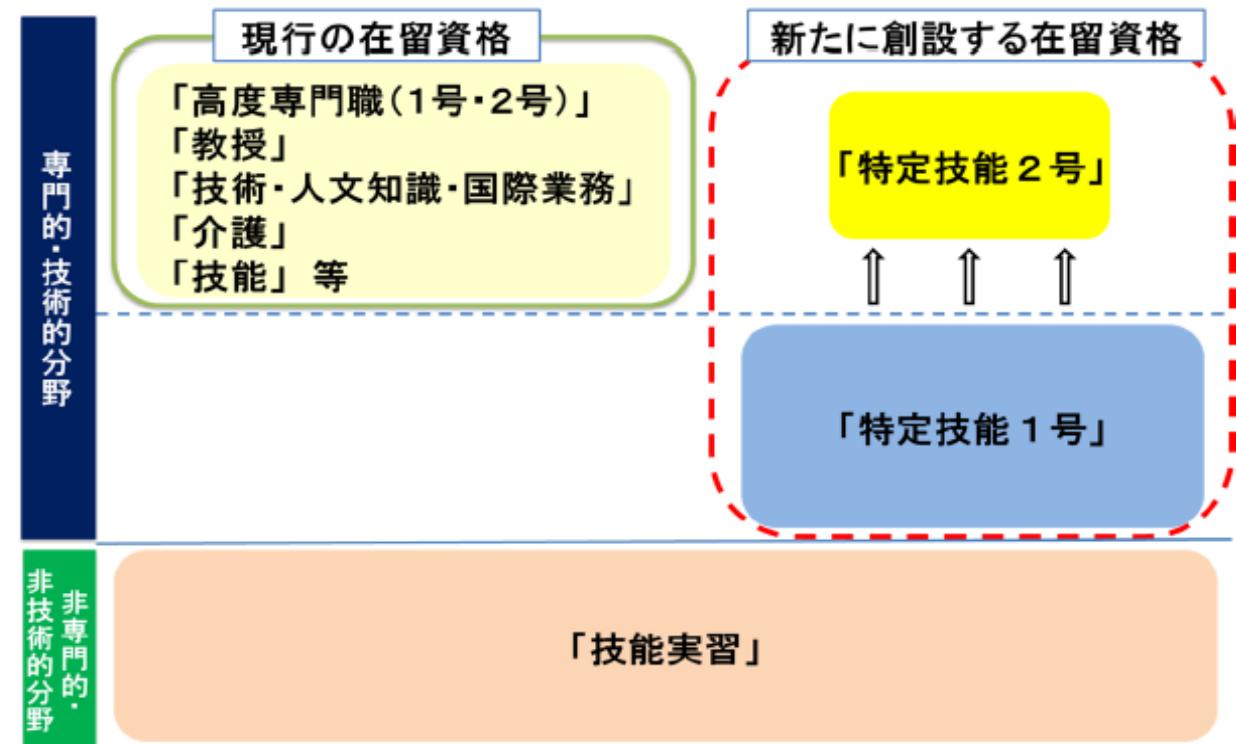
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】

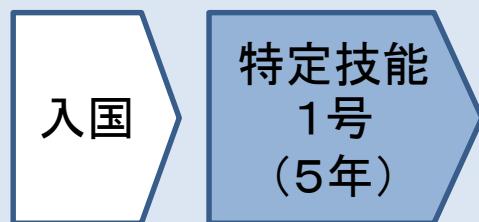


※ 特定技能として外国人材の送出しが想定される国のうち2019年8月現在でフィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュとの間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とする「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）が締結されている。これらの国のうち日本との間で年金の通算措置を含めた社会保障協定が締結されているのはフィリピンのみとなる（参考12参照）。

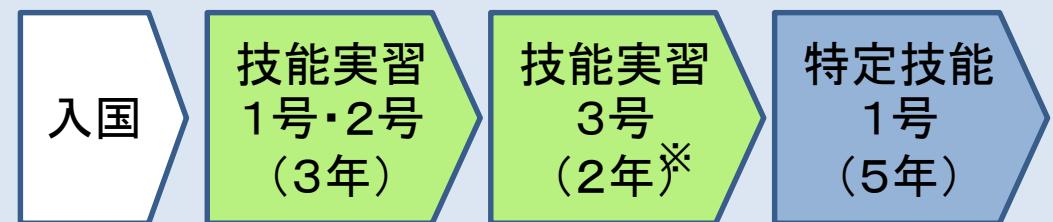
在留資格「特定技能」における在留期間について

- 改正出入国管理法により、期間更新に限度のある在留資格における在留期間の上限が5年になる（特定技能1号）。
- 在留期間が5年を超える場合は、実際には以下に例示するような様々なケースが考えられ、老齢基礎年金の受給資格期間を満たす10年を超える在留期間となることもある。

①特定技能1号として入国する場合
→在留期間の上限は5年

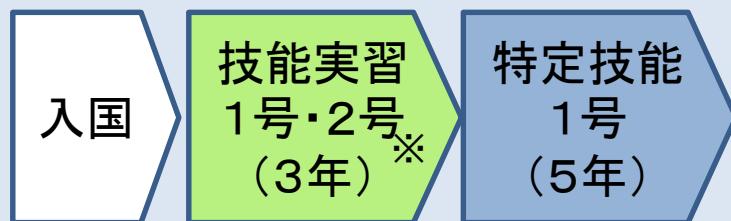


③技能実習3号から特定技能1号に移行する場合
→在留期間の上限は10年



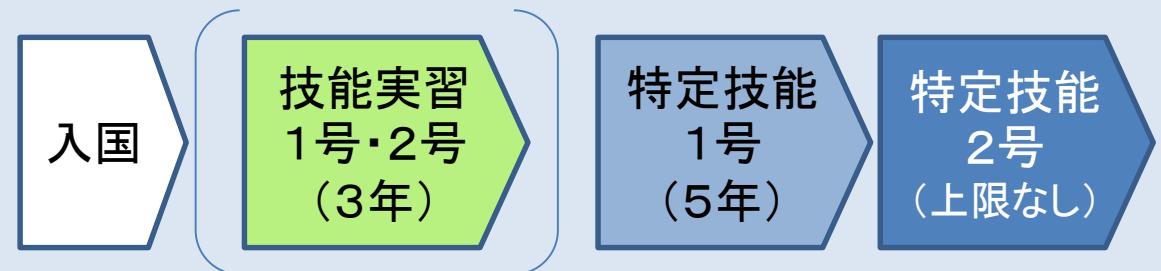
※技能実習2号から3号に移行する際には、1か月以上の一時帰国が必要。

②技能実習2号から特定技能1号に移行する場合
→在留期間の上限は8年



※技能実習1号からの移行は不可。

④特定技能1号としての在留後、特定技能2号に移行する場合
→在留期間の上限なし

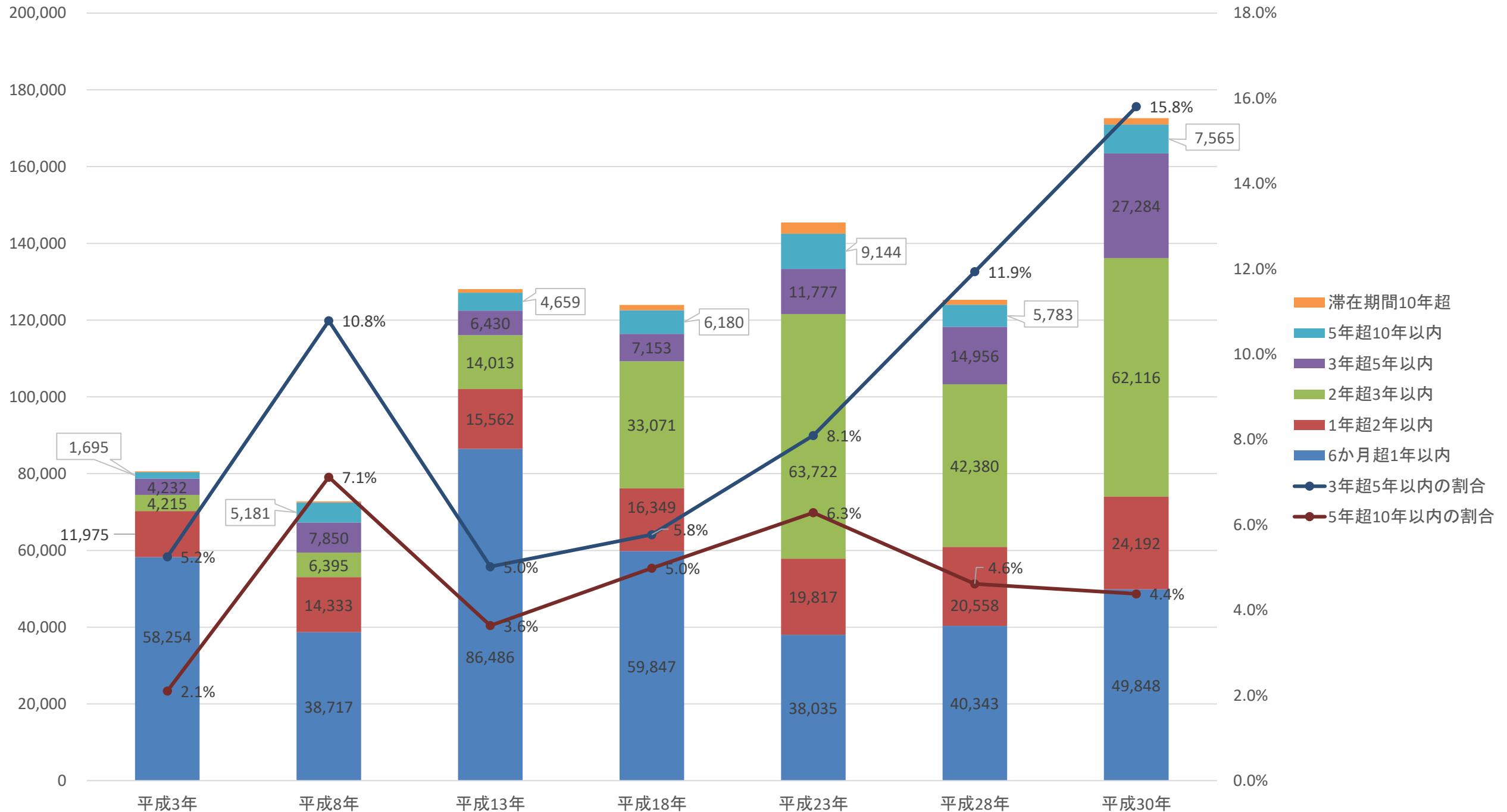


(注) 技能実習の対象職種であって特定技能1号の対象分野となっていないものや、特定技能1号の対象分野であって技能実習3号の対象分野でないものが一定数存在するため、全ての職種について以下の在留ケースが選べるわけではない。

出国外国人の在留期間別人数

- 制度創設当時と比べて、3～5年在留する外国人の割合が、外国人出国者全体の約5%から約16%に増加している。

出国外国人(短期滞在者除く)の在留期間別人数



注)再入国許可を持つ者及び在留資格が短期滞在の者(90日までの観光、保養、スポーツ等を行う者)は除いた数値。

出典:法務省「出入国管理統計」をもとに厚生労働省国際年金課作成

厚生年金保険の脱退一時金受給者の被保険者期間月数

- 平成30年度時点で、約96%の受給者が3年の支給上限年数の範囲内で脱退一時金を受給している。
- 平成30年度の支払い実態でみると、**被保険者期間5年(60月)以下で脱退一時金受給者の約99%をカバーすることとなる。**

	支給決定 件数	～12月	13～24月	25～36月	37～48月	49～60月	36月(3年) 以下	60月(5年) 以下
平成26年度	68,538	17.1%	13.0%	63.1%	2.4%	1.8%	93.2%	97.4%
平成27年度	62,163	19.7%	12.7%	61.6%	2.1%	1.4%	94.0%	97.5%
平成28年度	59,018	21.2%	12.3%	61.3%	2.0%	1.3%	94.8%	98.0%
平成29年度	68,526	17.8%	11.0%	66.9%	1.7%	1.2%	95.7%	98.6%
平成30年度	81,539	16.3%	10.6%	69.4%	1.7%	1.2%	<u>96.3%</u>	<u>99.1%</u>

注1) 厚生年金保険(第1号分のみ)の脱退一時金の支払情報を基に集計。日本年金機構における支給決定年月日を基準に集計しており、厚生年金保険・国民年金事業統計における脱退一時金の裁定件数の数字とは必ずしも一致しない。

注2) 平成29年8月から老齢基礎年金の資格期間が10年となり、10年超の被保険者資格期間に係る脱退一時金の請求ができなくなっている。

出典: 厚生労働省年金局国際年金課調べ

厚生年金保険の脱退一時金受給者の被保険者期間と在留期間の関係

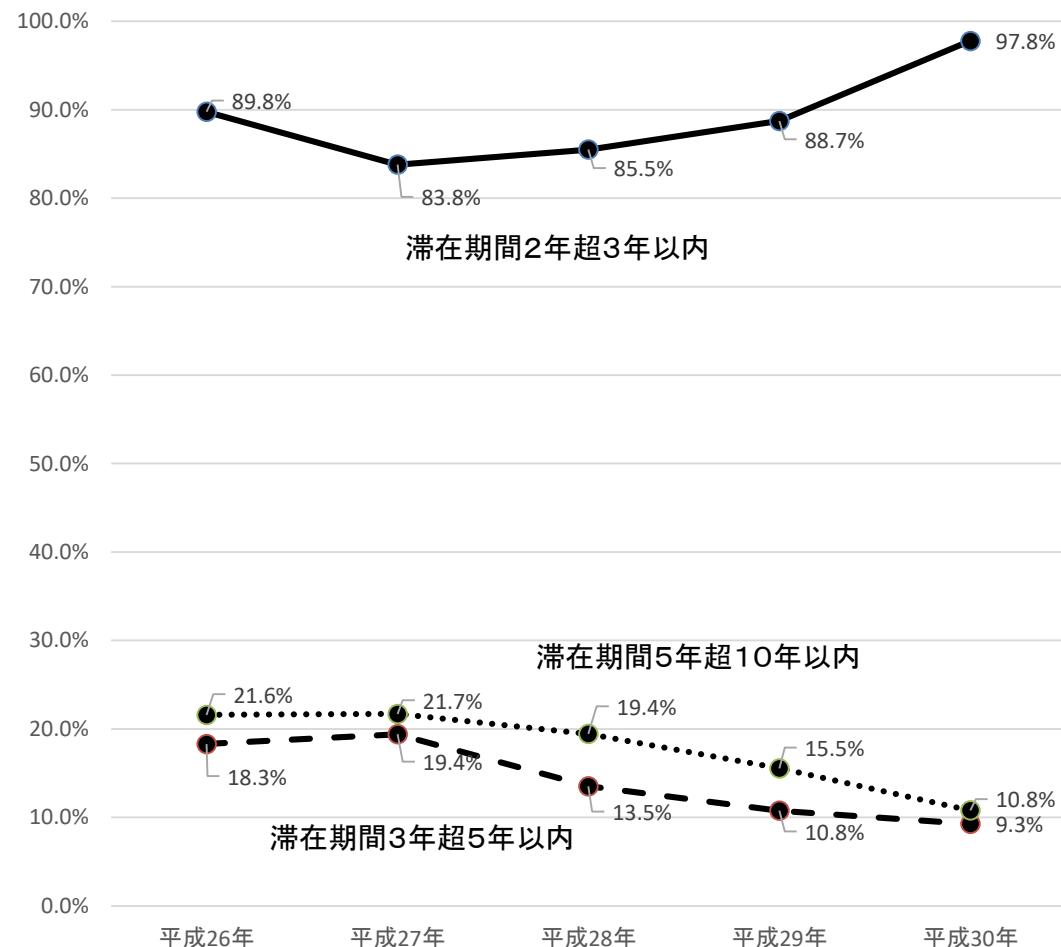
- 脱退一時金の請求時点で3年超又は5年超の被保険者期間を有していた者の支給決定件数に占める割合は、この5年間で一貫して減少している。
- そのうち、特に、5年超の被保険者期間を有していた者については、そうした者の数も当該割合も一貫して減少しており、老齢基礎年金の受給資格期間の引下げが、比較的長い被保険者期間を持つ外国人において脱退一時金の申請を抑制する効果を生じさせている可能性がある。

	被保険者期間3年超(37月以上)	被保険者期間5年超(61月以上)	支給決定件数
平成26年度	4,685(6.8%)	1,763(2.6%)	68,538
平成27年度	3,705(6.0%)	1,526(2.5%)	62,163
平成28年度	3,093(5.2%)	1,155(2.0%)	59,018
平成29年度	2,930(4.3%)	936(1.4%)	68,526
平成30年度	3,057(3.7%)	739(0.9%)	81,539

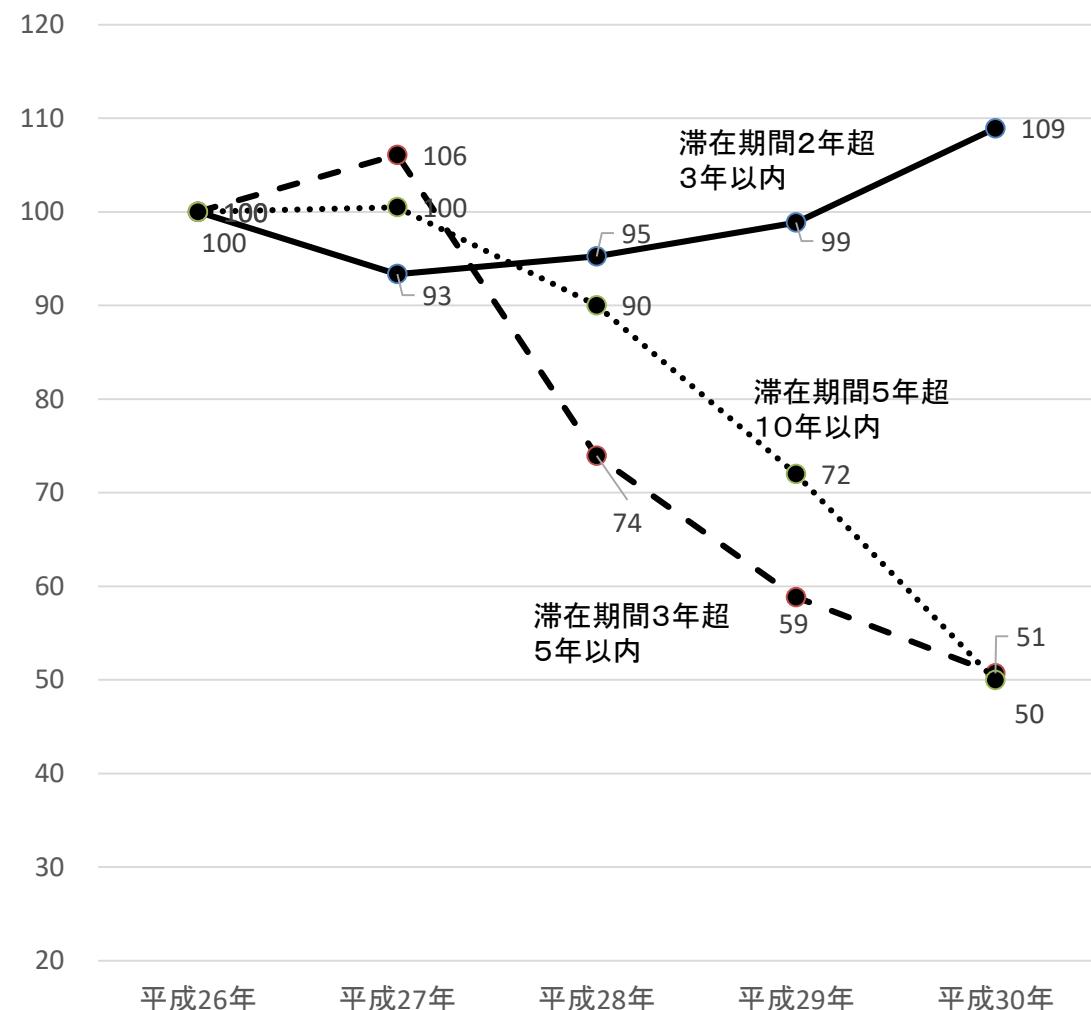
厚生年金保険の脱退一時金受給者の被保険者期間と在留期間の関係

- 滞在期間が3年を超える出国者数に対する厚生年金保険の脱退一時金の請求者数の比率(注)は、滞在期間2年超3年以内の場合に比べて大きく落ち込んでいる。
- また、滞在期間3年超5年以内と5年超10年以内の出国者数に対する同比率は、平成28年以降大きく下っており、過去5年で約半分となっている。
- ※ 平成29年8月より老齢基礎年金の受給資格期間が10年に引き下げられている。

滞在期間別の出国者数に対する被保険者期間別の脱退一時金申請者数の割合(注)



平成26年を100とした場合の同割合の変化



(注) 年別の出国者(短期滞在者を除く)数と厚生年金保険の脱退一時金の申請者数について、同じ滞在期間及び被保険者期間毎に単純に比率を算出したもの(例:平成30年の被保険者期間25~36月の厚生年金保険の脱退一時金の請求者数÷同年の滞在期間2年超3年以内の出国者数)。なお、当該出国者の全てが厚生年金保険の被保険者であるとは限らない。

受給資格期間の短縮(29年8月)に伴う脱退一時金請求書の見直し

【平成29年8月以前の請求書の注意事項】

脱退一時金は原則として以下の4つの条件にすべてあてはまる方が国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本を出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことがない方

提出書類

「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」

添付書類

- ① パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
- ② 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。)
- ③ 年金手帳

ご注意

- * 脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったことになります。また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方につきましては、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなりますので、ご注意ください。
- * 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合、請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。)
- * 国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の場合は、支給の際に、20%の所得税が源泉徴収されます。
- * 所得税は税務署に還付申告できます。帰国前に管轄の税務署(日本を出国する直前に外国人登録をしていた住所を管轄する税務署)へ「納税管理人届出書」(税務署、<http://www.nta.go.jp> で入手可能です。)を提出し納税管理人を指定します。納税管理人の資格は「日本に居住していること」以外に特にありません。「納税管理人届出書」を提出しないで日本から出国した場合は、還付申告時に「納税管理人届出書」を提出してください。
- * 脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を納税管理人に送付してください。納税管理人は本人に代わって還付申告します。

【平成29年8月以後の請求書の注意事項】

《注意》

脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は、日本の年金制度に加入していた期間(以下「加入期間」という。)ではなくります。以下の注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご確認ください。

追加

① 老齢年金の資格期間が10年に短縮

(2017年8月より、25年から10年に短縮)

年金受け取りに必要な資格期間が10年(120月)以上あると、日本の老齢年金を受け取ることができます。

「資格期間」とは?

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- ◎日本の年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(合算対象期間)

※資格期間が10年(120月)以上ある方は、脱退一時金を受け取ることができます。

※合算対象期間は、過去に日本の年金制度に加入していなかった場合などでも、資格期間に含むことができる期間です。(ただし、年金額の算定には反映されません。)

例えば、日本で永住許可を得た外国籍の方については、海外在住期間のうち、1961年4月から永住許可を取得するまでの期間(20歳以上60歳未満の期間に限る。)が合算対象期間となります。

その他、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

② 加入期間の通算

日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間のある方は、一定の要件のもと加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができます場合があります。

◎ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金の計算の基礎となった期間は通算することができなくなります。

※年金通算の社会保障協定を締結している相手国(2019年7月現在)

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア

③ 支給額計算の上限

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、36ヶ月を上限として計算されます。(長期(37ヶ月以上)日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は36ヶ月を上限として計算されますが、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。)

※ 複数回の在留を繰り返し、日本の年金制度に加入する期間が通算で37ヶ月以上になる予定の方で、加入期間に応じた脱退一時金の受給を希望される場合には、各在留終了後の帰国の都度、請求が必要になる場合があります。(例えば、3年間(36ヶ月)で第1号・2号技能実習を終了し帰国した後、第3号技能実習生として実習を受けようとする方は、第2号技能実習終了後及び第3号技能実習終了後に請求することで各加入期間に応じた支給を受けることができます。)

* 脱退一時金にかかる税金について

国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。

非居住者の方が「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

申告書の提出先は、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署となります。

申告及び還付金の受け取りのためには、帰国前に、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署へ「所得税・消費税の納税管理人の届出書」(この様式は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載しています。)を提出する必要があります。なお、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出しないで帰国した場合には、申告時に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を申告書と併せて提出してください。また、納税管理人の資格は、日本に住所地又は居所地を有すること以外に特にありません。(申告などの手続について、ご不明な点は税務署にお尋ねください。)

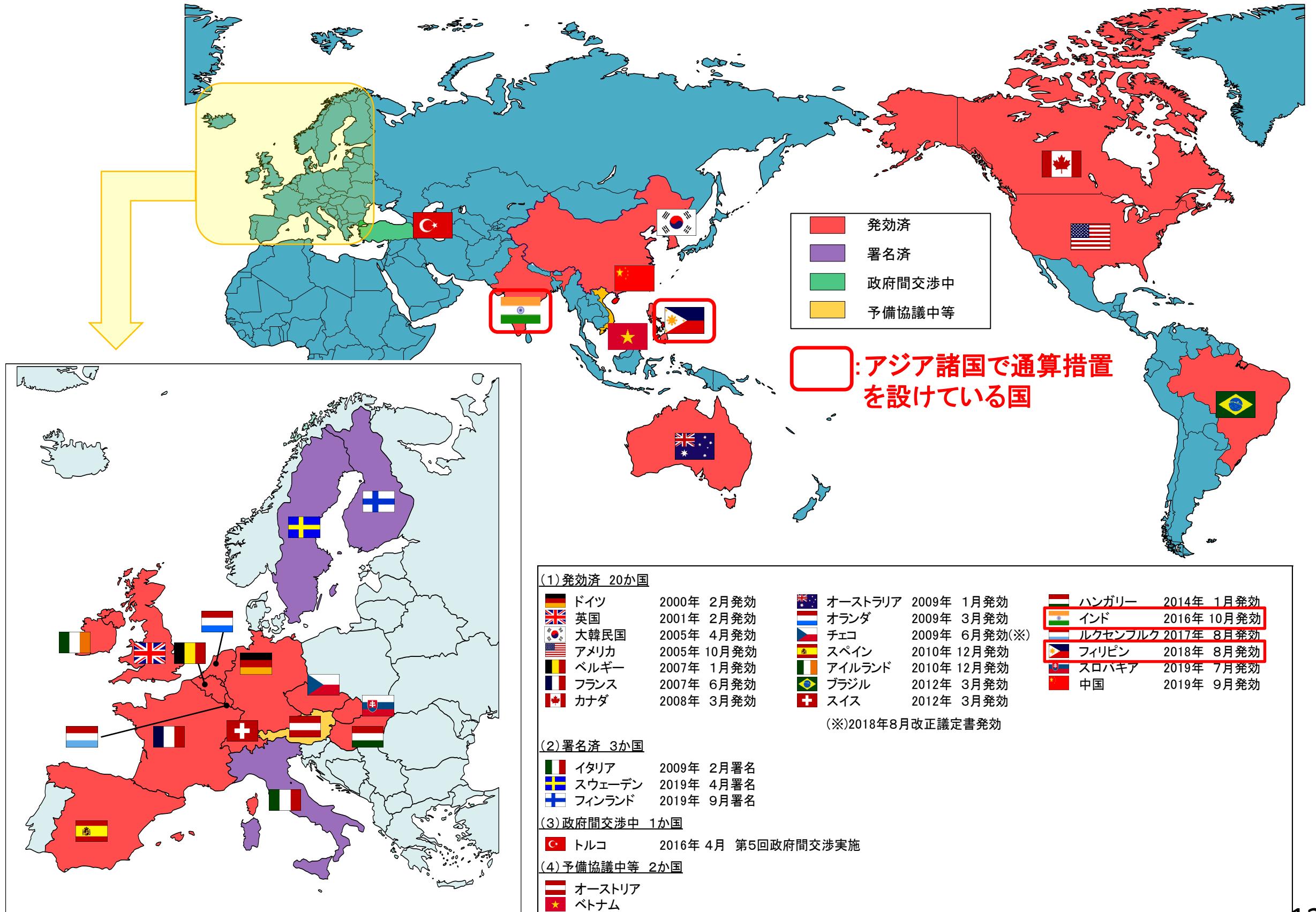
脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を所得税・消費税の納税管理人に送付してください。

* 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合

請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。)

※ 令和元年10月現在において請求書が対応している14言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、フィリピン(タガログ)語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語及びモンゴル語)すべての様式において同様の注意事項を記載している。

社会保障協定の締結状況(令和元年10月現在)



脱退一時金制度創設時における国会での議論

【平成6年11月1日 第131回臨時会 参議院内閣委員会 議事録（抄）】

○政府委員（武藤敏郎君） 外国人の脱退一時金の問題でございますけれども、共済年金につきましては厚生年金の改正にあわせて今回このような改正をさせていただこうとしているものでございます。

共済年金の例といたしましては、国立の大学あるいは研究機関などの教員とか研究者といったようなものが典型的な例として考えられるわけでございますけれども、ただいま委員御指摘のように3年以上保険者期間がある場合についても3年分を限度とすると、そういう形で一時金を支給するというのがどういう理由がということでございますが、基本的に厚生年金と同じ考え方で共済年金も改正しておりますので、厚生年金の考え方を御説明申し上げることにもなるわけでございますけれども、1つは、この脱退一時金というものはあくまでも特例的、例外的な措置であるということございまして、これを長期的なものとして考えるというのは適当でないのではないかというのが基本にあるかと思えます。

それから第2番目には、現在期間が定められている在留資格期間というものの最長期間は3年以内ということになっているという事情もございます。

それから第3番目には、実際問題といたしまして、この一時金の対象となります出国者の大部分が、大体90%ちょっと強のものが3カ月以内ということにとどまっているというような事情がございまして、このような観点から3年分を限度とするというようにさせていただいているものでございます。

脱退一時金の根拠規定①(厚生年金保険法)

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

附 則

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第二十九条 当分の間、被保険者期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、第四十二条第二号に該当しないものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。

二 障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）に支給率を乗じて得た額とする。

4 前項の支給率は、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月の保険料率（最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月の保険料率）に二分の一を乗じて得た率に、次の表の上欄に掲げる被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上	三六

5 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

6～9 （略）

脱退一時金の根拠規定②(国民年金法)

○国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

附 則

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第九条の三の二 当分の間、請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が六月以上である日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、第二十六条ただし書に該当するものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するとき。
 - 二 障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき。
 - 三 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。
- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 基準月（請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。）が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数（以下この項において「対象月数」という。）に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

対象月数	金額
六月以上一二月未満	四〇、七四〇円
一二月以上一八月未満	八一、四八〇円
一八月以上二四月未満	一二二、二二〇円
二四月以上三〇月未満	一六二、九六〇円
三〇月以上三六月未満	二〇三、七〇〇円
三六月以上	二四四、四四〇円

- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた第一号被保険者としての被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。
- 5～7 (略)
- 8 基準月が平成十八年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、第三項の表の下欄に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成十七年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。

年金担保貸付事業の廃止の経緯

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針【平成22年12月7日閣議決定】（抜粋）

○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

独立行政法人福祉医療機構中期目標 平成30年度～令和4年度（抜粋）

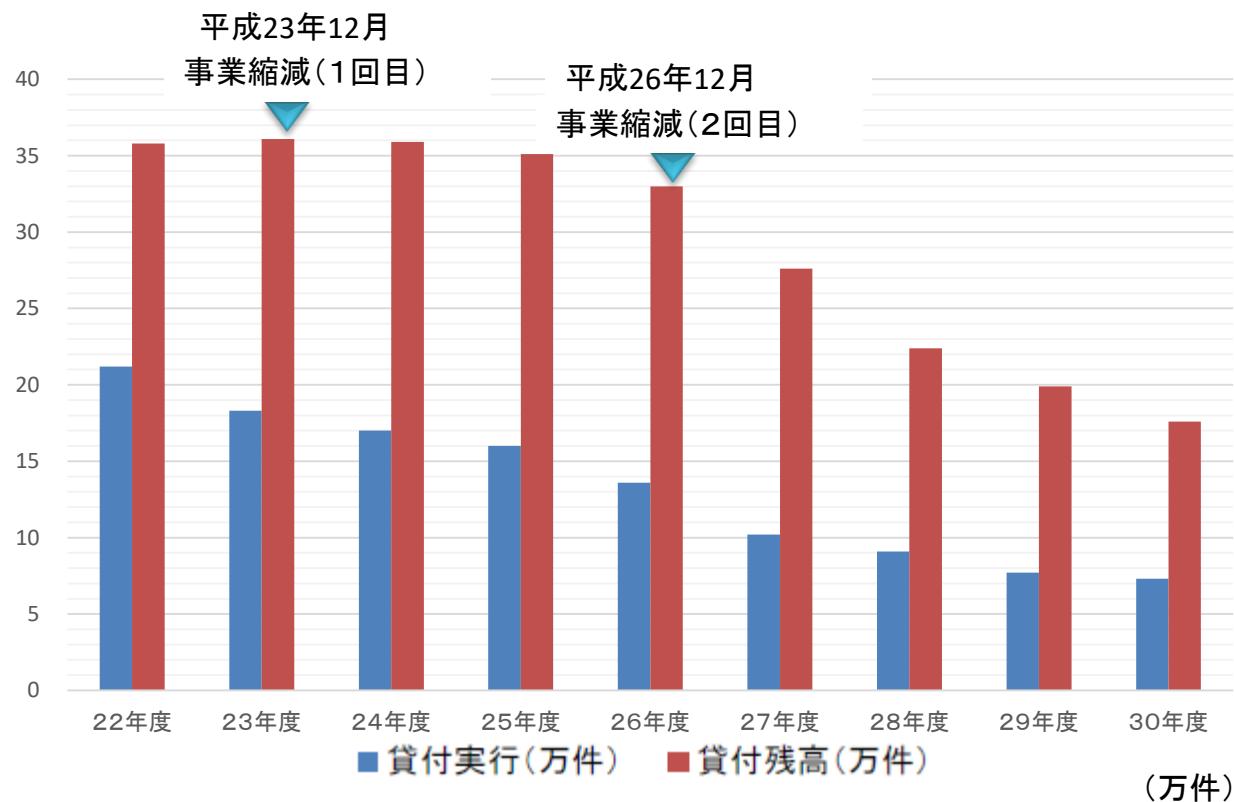
7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末（令和3年度末）を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

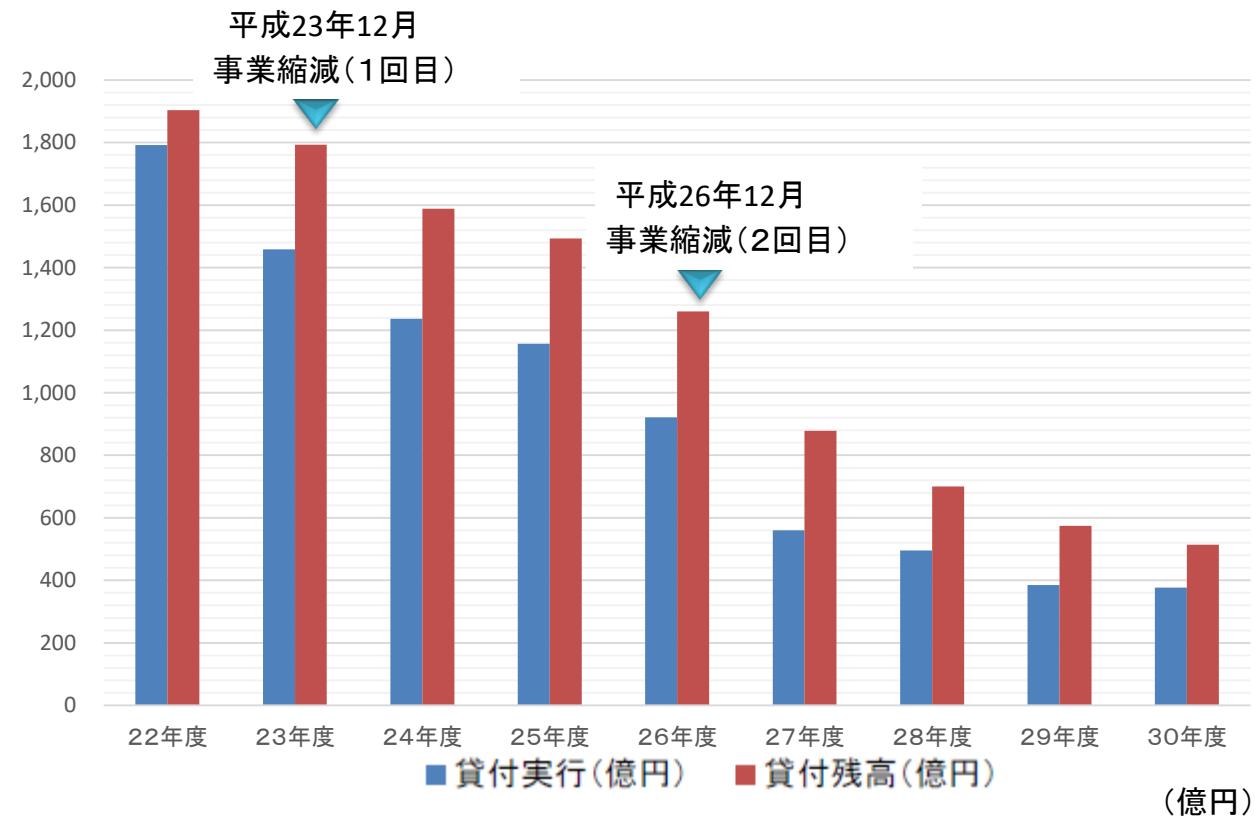
- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了及び代替措置に関する周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。
- (4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
 - ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など30団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（平成28年度実績：29団体）

年金担保貸付事業 貸付実行者数の推移等

貸付件数



貸付金額



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実行件数	21.2	18.3	17.0	16.0	13.6	10.2	9.1	7.7	7.3
残高件数	35.8	36.1	35.9	35.1	33.0	27.6	22.4	19.9	17.6

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実行額	1792	1459	1236	1157	921	560	495	385	377
残高	1904	1793	1589	1493	1260	878	700	574	514

貸付条件(平成23年11月末まで)

- 貸付金額(次の3つの要件を満たす額の範囲内)
 - 年金額の1.2倍以内
 - 10万円～250万円の範囲内
 - 各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額)
- 返済方法
支給される年金のうち、受給者が選択した金額(1回あたりの支給額以内)を返済に充当

貸付条件(平成23年12月～)

- 貸付金額(次の3つの要件を満たす額の範囲内)
 - 年金額の1.0倍以内
 - 10万円～250万円の範囲内
(一部の用途は10万円～100万円の範囲内)
 - 各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額)
- 返済方法
支給される年金のうち、受給者が選択した金額(1回あたりの支給額の1/2以内)を返済に充当

※年金担保貸付事業の利用を契機に生活保護を受給することとなった者については、生活保護受給を終了しても5年間は貸付対象外とした。

貸付条件(平成26年12月～)

- 貸付金額(次の3つの要件を満たす額の範囲内)
 - 年金額の0.8倍以内
 - 10万円～200万円の範囲内
(一部の用途は10万円～80万円の範囲内)
 - 各支払期の返済額の15倍以内(原則2年半で返済できる額)
- 返済方法
支給される年金のうち、受給者が選択した金額(1回あたりの支給額の1/3以内)を返済に充当

※資金用途確認資料(見積書等)の提出を義務化(貸付額10万円の場合を除く)
※任意繰上返済をした場合であっても、融資決定時完済予定日に到達していない場合は貸付対象外とした。

年金担保貸付事業に代わる事業

生活福祉資金貸付制度について

- 制度概要
 - 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸し付ける制度
- 利用対象者
 - 低所得世帯【必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）】
 - 障害者世帯【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯】
 - 高齢者世帯【65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等で、一定の収入要件あり）】
- 受付窓口
 - 居住地域の市区町村社会福祉協議会

自立相談支援機関について

- 利用対象者
 - 生活に困りごとや不安を抱えている者
- 支援内容
 - 相談の内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成することで支援を行う。また、必要に応じて、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等）の利用を案内する。
- 受付窓口
 - 居住地域の自立相談支援機関